

# 平成 28 年三重県議会定例会

## 予 算 決 算 常 任 委 員 会 教 育 警 察 分 科 会 資 料

### 付託議案審査

- 議案第 8 号「平成 28 年度三重県一般会計予算」 ..... 1 頁
- 議案第 2 号「平成 27 年度三重県一般会計補正予算(第 7 号)」 ..... 11 頁
- 議案第 70 号「平成 27 年度三重県一般会計補正予算(第 8 号)」 ..... 12 頁
- 議案第 55 号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」 ..... 13 頁

平成 28 年 3 月  
警 察 本 部

# 議案第8号「平成28年度三重県一般会計予算」(警察本部関係)

## 1 予算編成にあたっての基本的な考え方

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成以降最少を記録するなど、指標的には一定の改善が見られるものの、県民の体感治安に大きな影響を及ぼす重要犯罪や侵入窃盗、子ども・女性が被害者となる性犯罪、ストーカー・配偶者暴力事案等が後を絶たず、また、特殊詐欺の被害が増加の一途をたどる等、県民の不安を解消するには至つていません。

この他にも、サイバー空間における脅威の深刻化、さらには、伊勢志摩サミットの開催に伴って、テロの脅威が現実のものとなるなど、治安上の新たな課題が出現しています。

一方、交通情勢については、交通事故死者数が大幅に減少したものの、依然として高齢死者の割合が高く、また、飲酒運転等悪質・危険な違反を伴う交通事故が後を絶たないなど、憂慮すべき状況にあります。

こうした情勢の中、県民の安全・安心を確保していくためには、県民、地域社会との連携・協働により、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいく必要があることから、平成28年三重県警察運営の重点目標の「執務の基本方針」を

「『県民と共に築く安全で安心な三重』の実現～強く・正しく・温かく～」  
とし、「執行の重点」を

- 伊勢志摩サミット警備の完遂
- 犯罪抑止に向けた取組の推進
- 検挙の徹底に向けた犯罪捜査の的確な推進
- 交通死亡事故等抑止対策の推進
- 子供・女性を守る取組と少年健全育成対策の推進
- テロの未然防止と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進
- サイバー空間の脅威に対する対策の推進
- 犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応

とし、三重県の治安維持に取り組んでまいります。

平成28年度当初予算は、これらの治安維持活動に必要な予算を編成したところであります、これにより、「県民の安全・安心」を確保し、三重県の治安水準の一層の向上に努めてまいります。

## 2 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画施策別予算額

【単位：千円】

施策・基本事業	H28当初	H27・6補後	差し引き
112 防災・減災対策を進める体制づくり	152,362	359,081	▲ 206,719
11202 災害対策活動体制の充実・強化	83,299	48,812	34,487
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化	69,063	310,269	▲ 241,206
141 犯罪に強いまちづくり	4,891,623	3,845,898	1,045,725
14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化	1,193,596	133,626	1,059,970
14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化	839,444	463,871	375,573
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備	2,858,583	3,248,401	▲ 389,818
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	2,510,993	2,477,756	33,237
14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	1,162,891	1,099,140	63,751
14202 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進	90	1,742	▲ 1,652
14203 安全で快適な交通環境の整備	1,086,322	1,248,966	▲ 162,644
14204 交通秩序の維持	261,690	127,908	133,782
行政運営7 公共事業推進の支援	718	484	234
40701 公共事業の適正な執行・管理	718	484	234
その他	31,534,675	30,203,079	1,331,596
警察費	39,090,371	36,886,298	2,204,073

## 3 特定政策課題枠

### (1) 社会経済情勢等対応分（県民との協創による犯罪等の未然防止・抑止）

事 業 名	平成28年度当初予算額
特殊詐欺被害防止対策事業	6, 846千円
安全・安心まちづくりモデル事業	18, 655千円
テロ等対策事業（テロ対策パートナーシップ事業）	2, 234千円

### (2) 伊勢志摩サミット対策分

事 業 名	平成28年度当初予算額
テロ等対策事業（サミット警備）	1, 082, 974千円

#### 4 主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>《政策名：防災・減災》</p> <p>〈施策名：(112)防災・減災対策を進める体制づくり〉</p> <p>1 沿岸幹部交番の防災拠点化構想事業 80,610千円  <b>【基本事業名：11202 災害対策活動体制の充実・強化】</b>          (第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)          太平洋沿岸地域における防災活動、治安維持活動の拠点となる幹部交番の災害対処能力を向上させるための建て替え整備を進めます。</p> <p>2 災害警備対策事業 2,689千円  <b>【基本事業名：11202 災害対策活動体制の充実・強化】</b>          (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)          大規模災害発生時における各種警察活動を迅速かつ的確に実施するために必要な装備資機材等を整備します。</p>	地域課
<p>《政策名：暮らしの安全を守る》</p> <p>〈施策名：(141)犯罪に強いまちづくり〉</p> <p>1 (一部新) テロ等対策事業 1,085,638千円  <b>【基本事業名：14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化】</b>          (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)          各国首脳等の身辺の安全の確保、伊勢志摩サミット及び関連行事の円滑な進行の確保並びに安全・安心な県民生活の確保に万全を期すため必要な警備諸対策を講じるとともに、テロを未然に防止するため、警察と関係機関・団体、地域住民が緊密に連携して行う官民一体の日本型テロ対策を推進します。</p>	警備企画課 サミット対策課

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>2 (新) 特殊詐欺被害防止対策事業 6,846千円  <b>【基本事業名 : 14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化】</b>            (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)            特殊詐欺の被害が極めて深刻な情勢にある中で、高齢者に重点をおいた広報啓発活動や被害に遭わなかったための環境整備を促進するとともに、金融機関における水際対策を強化します。</p>	生活安全企画課
<p>3 (新) 安全・安心まちづくりモデル事業 18,655千円  <b>【基本事業名 : 14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化】</b>            (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)            犯罪の未然防止と犯罪発生後の早期解決に資する街頭防犯カメラを設置するとともに、自治体等における街頭防犯カメラの整備拡充を促進します。</p>	生活安全企画課
<p>4 通信指令室機器維持管理事業 604,311千円  <b>【基本事業名 : 14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化】</b>            (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)            110番通報内容や画像地図情報を警察本部と警察署間でリアルタイムに情報共有し、被疑者の早期検挙や被害者の安全確保につなげる通信指令システムの更新整備を図ります。</p>	通信指令課
<p>5 警察署庁舎整備事業 378,518千円  <b>【基本事業名 : 14103 県民の安全を守る活動基盤の整備】</b>            (第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)            警察を取り巻く環境変化に対応できる警察署庁舎整備に取り組みます。</p>	会計課

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>〈施策名:(142)交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり〉</p>	
<p>1 交通安全県民力向上事業 5,976千円  <b>【基本事業名：14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】</b>            (第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費)            「交通安全アドバイザー」による出前方式を中心とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。</p>	交通企画課
<p>2 交通安全施設整備事業 337,638千円  <b>【基本事業名：14203 安全で快適な交通環境の整備】</b>            (第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費)            老朽化した交通安全施設の更新を推進するほか、新設道路等必要性・緊急性の高い交差点に信号機等を整備して、安全・安心で円滑な交通環境を確保します。</p>	交通規制課
<p>3 生活道路・通学路安全対策推進事業 45,571千円  <b>【基本事業名：14203 安全で快適な交通環境の整備】</b>            (第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費)            生活道路及び通学路における児童、生徒を始めとする歩行者、自転車の安全を確保し、安心して通行できる交通環境の整備を図ります。</p>	交通規制課
<p>4 地域交通安全活動推進事業 2,156千円  <b>【基本事業名：14204 交通秩序の維持】</b>            (第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費)            交通安全諸活動のリーダーとして活躍する「地域交通安全活動推進委員」の活動を促進し、地域における交通モラルの向上を図ります。</p>	交通企画課

## テロ等対策事業（サミット警備）

### 現状

伊勢志摩サミットをめぐっては、我が国を標的とするテロの脅威に加え、サイバー攻撃の発生も懸念される。また、反グローバリズムを掲げる過激な勢力や極左暴力集団、右翼等の動向も予断を許さない状況にあるなど、極めて厳しい情勢にある。



伊勢志摩サミット開催候補地の状況

### 対策

県警察では、各国首脳等の身辺の安全確保、伊勢志摩サミット及び関連行事の円滑な遂行の確保並びに安全・安心な県民生活の確保に万全を期するため、様々な諸対策を推進している。

また、諸対策の推進に当たっては、関係機関や地域住民と緊密に連携するとともに、住民の不安を払拭するための広報活動に配意している。

テロ対策



デモ等警備実施



海上警戒警備



各国首脳等の安全確保



サイバーテロ共同対処



住民との懇話



### 平成28年度当初予算額 テロ等対策費（サミット警備）1,082,974千円

- 三重県警察職員に係る時間外勤務手当及び休日勤務手当
- 車両や航空機、船舶の燃料費
- 映像回線使用料、電話通話料等の通信運搬費
- し尿処理、ゴミ処理等受援関係業務委託料 等

## テロ等対策事業(テロ対策パートナーシップ事業)

### 現状と課題

伊勢志摩サミットには、ISIL(いわゆる「イスラム国」)が標的とする有志連合参加国の首脳が来県することから、イスラム過激派等によるテロの脅威が一層高まることが懸念、また、サミット終了後には、知名度の向上による観光客の増加や平成30年(2018)年に高校総体、平成33(2021)年に三重とわか国体など大規模な行事が予定されていることから、引き続きテロ対策を充実させ、テロを未然に防止することが重要となる。

### テロ情勢

#### 平成27年に発生した主な国際テロ事件等

- ◆ 1月 フランス・パリ等における連続テロ事件
- ◆ 1月、2月 シリアにおける邦人殺害事件
- ◆ 3月 チュニジア・チュニスにおける国立博物館襲撃テロ事件
- ◆ 4月 ケニア・ガリッサにおける大学襲撃テロ事件
- ◆ 8月 タイ・バンコクにおける爆弾テロ事件
- ◆ 10月 トルコ・アンカラにおける自爆テロ事件
- ◆ 11月 フランス・パリにおける連続テロ事件

#### 我が国に対するテロの脅威

ISILが邦人を標的とするテロを警告

海外のテロ事件で邦人や我が国の権益に被害

イスラム過激派のネットワークが我が国にも及んでいること

各国首脳が一堂に会するサミットは、テロリストの格好の標的に

テロの発生!

### 対応策

伊勢志摩サミットの開催及びサミット終了後を見据えた官民一体の日本型テロ対策を推進する。

テロを未然に防止するためには、警察だけではなく、関係機関・団体、民間事業者や地域住民とが緊密に連携して行う官民一体の日本型テロ対策を恒常的に推進する必要があり、この考えを実現するための枠組みが、テロ対策パートナーシップである。

- テロ対策パートナーシップは、県全体の枠組みであるテロ対策三重パートナーシップ推進会議(平成27年10月28日設立)と、警察署ごとに設置する地域版パートナーシップ(県内全地域で平成28年1月末までに発足済)で構成する。

### テロ対策三重パートナーシップのイメージ ～テロを許さない社会・地域づくり～



テロ対策訓練(平成27年11月12日)



合同パトロール・パレード



定例会(設立総会・平成27年10月28日)



研修会



平成28年度当初予算額  
テロ等対策費  
(テロ対策パートナーシップ)

2,234千円

# 特殊詐欺被害防止対策事業

## 現状

平成27年中、全国の認知件数は約1万3,000件、被害額は470億円を超え、極めて深刻な情勢にある。県内については、平成27年中の認知件数は126件(前年比+23件)と増加し、被害額は約5億9,280万円(前年比-約3,860万円)と減少したものの、過去最悪となった平成26年に迫る高い水準にあり、依然として多発傾向に歯止めがかかるていない状況にある。

## 課題

### 広報啓発活動の強化

### 被害に遭わないための環境整備の促進

### 金融機関における水際対策の強化

#### 全国



#### 三重



#### 協創の視点

多発する特殊詐欺から県民の財産を守るために、県民一人一人と関係機関等が、被害防止に向けた具体的行動を実践する必要がある。そのため、県民一人一人や関係機関に特殊詐欺被害に遭わないため、かつ、防止するための情報を届けることにより、地域社会が一体となった自主的な被害防止対策を促進し、特殊詐欺への警戒心と抵抗力の強化を図る。

#### だまされないための対策

##### 広報啓発の推進

被害者の多くは、特殊詐欺が多発している情勢を聞知しているにもかかわらず、被害に遭っている。

そこで、孫や子どもからのプレゼントは誰しもが大切にすることに着目し、県内すべての小学校と連携し、小学生から、メッセージカードによる注意喚起を行い、被害防止意識を高め、被害の未然防止を図る。



##### 環境整備の促進

被害者が電話で犯人と会話をしなければ、被害を防ぐことができるから、録音機能や警告機能により、犯人グループが自発的に電話を切断する効果が期待される迷惑電話防止装置「自動通話録音警告機」を、モデル地区の高齢者等に貸与することにより、電話でだまされる機会をなくし、自治体等による設置を働き掛け、被害に遭わないための環境整備の促進を図る。



#### だまされてもお金を渡さないための対策

##### 金融機関対策

金融機関職員による特殊詐欺の水際阻止の強化を目的に、接客時における声掛け、チェックシートの活用等の徹底に向け、声掛け訓練や実践塾を推進しているが、被害金の多くは金融機関窓口やATMでの出金や振り込みであるため、「警察主導の対策」から、金融機関それぞれが、県民の財産保護を目的として能動的に声掛け技術の向上に取り組めるよう、県内全店舗(約1,100店舗)に、窓口職員の声掛け技術を向上させるための「声掛けマニュアル(DVD)」を配布する。

## 安全・安心まちづくりモデル事業

### 街頭防犯カメラに関する現状

街頭防犯カメラは、「犯罪抑止」や「犯罪解決」に極めて有効であり、警察のみならず、自治体や民間事業者等による設置が進んでいる。

#### 《防犯カメラ整備に関する自治体、自治会、商店街等の動き》

- ◆三重県 平成27年度中に「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を制定・公表予定
- ◆市町 四日市市、亀山市、川越町及び玉城町が防犯カメラに係る条例を制定し、亀山市は9基、玉城町は1基を設置
- ◆自治会 鈴鹿市県営桜島団地第1自治会、名張市川西・梅が丘地域づくり委員会 等が設置
- ◆商店街 桑名市寺町通り商店街振興組合、伊賀市上野東町商店街振興会 等が設置



### 街頭防犯カメラの設置主体

警察の役割…警察が主として街頭防犯カメラを設置する場所は「不特定多数の人々が往来し、犯罪が多発する繁華街や歓楽街等」であり、他の地区・地域は、自治体、自治会及び民間事業者等に対して整備促進を図るとともに、設置・運用に関する支援を行う。

様々な主体による  
整備を促進し、県民  
の安心感を醸成

(例) 自治体…通学路や公園 自治会…団地や住宅地 民間事業者…駅、コンビニ、店舗、管理事務所、駐車場 等

6

### モデル事業としての取組

#### 《設置場所の選定》

- ◆街頭防犯カメラの有効性や必要性が高まる中、県内最大の歓楽街であり、犯罪が多発傾向にある四日市市諏訪地区を安全・安心まちづくりモデル地区に指定
- ◆警察が保有する犯罪情報に加え、地元自治会や諏訪地区商店街等地元住民との意見交換や合同パトロールを通して得た情報を多角的に分析し、最も適した場所に街頭防犯カメラを整備



#### 《設置後の取組》

- ◆「諏訪地区防犯マップ」等を作成することで、地域住民の更なる防犯意識の高揚を図るとともに、街頭防犯カメラの設置場所選定方法等に関する記述を盛り込み、他地区への設置促進を図る
- ◆「街頭防犯カメラ作動標示板」を設置することで入込客等に対する周知を行い、犯罪抑止効果を高める

平成28年度当初予算額: 18,655千円

# 生活道路・通学路安全対策推進事業

## 1 事業概要

通学路を含む住宅地域等の生活道路において、通学児童をはじめとする歩行者等の安全を確保するため、最高速度30キロメートル毎時のゾーン規制や横断歩道の整備とともに、道路管理者による路側帯の設置・拡幅、ハンプ設置等を並行して実施するなど、その区域内における交通安全対策（ゾーン30）を推進するもの。

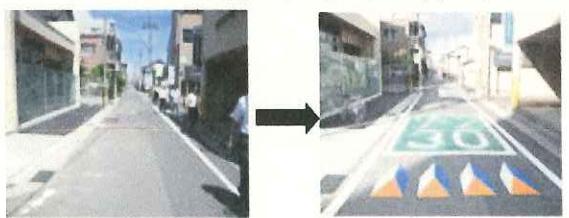
## 2 対策内容

- 公安委員会が行うもの
  - ・ 最高速度毎時30キロの区域規制
  - ・ 横断歩道、一時停止規制等
  - ・ 周辺道路の円滑化対策  
(速度規制の見直し等)
  - ・ 標識の設置
- 道路管理者が行うもの
  - ・ 法定外標示の設置
  - ・ 物理的デバイスの設置  
(例：ハンプ、車道狭さく、イメージハンプ等)
  - ・ 外側線等による車道幅員の縮小
  - ・ 中央線の抹消



## 3 平成27年度末における整備状況

18地区を整備（整備中も含む）



イメージハンプ、法定外標示



車道幅員の縮小

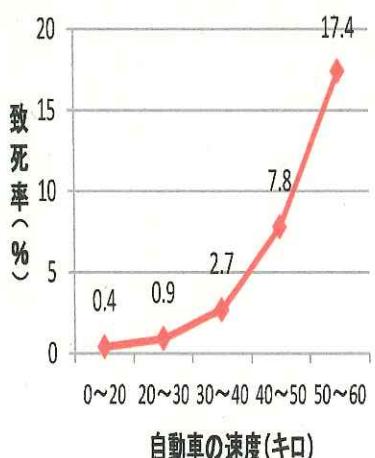
## 4 効果測定結果

- 交通量の減少
- 通行車両の速度抑制
- 地域における交通安全意識の向上
- 住民の安心感の向上

\*自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇することから、生活道路を走行する自動車の速度を抑制するもの

### 自動車の速度と歩行者の致死率

幅員5.5メートル未満単路（全国）



## 5 平成28年度当初予算額

45,571千円

## 議案第2号「平成27年度三重県一般会計補正予算(第7号)」警察本部関係

### (補正予算額)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の予算額
警察費	37,620,868	628,892	38,249,760

### (補正予算の内容)

(単位：千円)

項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の予算額
警察管理費	給与費	30,351,851	645,673	30,997,524
警察活動費	テロ等対策費	372,896	▲2,004	370,892
	国補交通安全施設整備費	417,062	▲14,777	402,285

#### ○ 警察管理費

人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い給与費で6億4,567万3千円の増額

#### ○ 警察活動費

伊勢志摩サミット関連予算のうち、9月補正予算で措置した事業の完了等に伴い、「テロ等対策費」で200万4千円の減額、「国補交通安全施設整備費」で1,477万7千円の減額

## 議案第70号「平成27年度三重県一般会計補正予算(第8号)」警察費関係

### 歳出補正予算

(単位:千円)

項・目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	主な増減内容
警察管理費	35,178,726	▲ 466,034	34,712,692	
公安委員会費	8,651	36	8,687	
警察本部費	32,939,064	▲ 459,781	32,479,283	給与費(▲438,397) 職員給料、退職手当等の再算定による減額
装備費	672,212	▲ 15,273	656,939	警察装備費(▲15,151) 車両用燃料費等の減額
警察施設費	665,742	▲ 2,277	663,465	警察署庁舎整備費(▲1,314) 工事関係委託料等の減額
運転免許費	836,310	11,654	847,964	運転免許費(11,654) 高齢者講習委託料等の増額
恩給及び退職年金費	56,747	▲ 393	56,354	
警察活動費	3,071,034	▲ 35,897	3,035,137	
一般警察活動費	290,622	▲ 853	289,769	
刑事警察費	1,135,063	▲ 12,906	1,122,157	刑事警察活動費(▲6,283) 捜査支援システム回線使用料等の減額  生活安全警察活動費(▲3,867) 街頭防犯カメラ設置工事費等の減額
交通指導取締費	381,355	▲ 6,508	374,847	交通事故防止対策費(▲5,183) 印刷製本費・通信運搬費等の減額
交通安全施設整備費	1,263,994	▲ 15,630	1,248,364	国補交通安全施設整備費(▲7,055) 交通信号機改良工事費等の減額  県単交通安全施設整備費(▲13,741) 新設道路における信号機新設工事費の減額  交通安全施設維持費(5,166) 交通信号機電気料等の増額
警察費合計	38,249,760	▲ 501,931	37,747,829	

### 繰越明許費

(金額単位:千円)

項	事業名	金額	説明
警察管理費	警察署庁舎整備事業費	30,618	「四日市北警察署造成工事」において、地盤の土質が想定以上に軟弱であったため、対策工事を実施したこと等から不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったもの

## 1 改正に至る経緯

近年の風俗営業等の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部の風俗営業からの除外、特定遊興飲食店営業の新設等を改正内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年6月24日に公布されたことに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び三重県警察関係手数料条例の一部を改正するものである。

## 2 改正内容

### (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例案

#### ア 特定遊興飲食店営業に係る規定の新設

特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域を政令の基準に従い、四日市市、津市、松阪市及び伊勢市の一部の地域（以下「許容地域」という。）とし、その他当該営業に係る規定を設ける。

#### イ 風俗営業の延長営業時間の規定

現行条例で認めていたる許容地域での接待飲食等営業の延長営業時間を午前1時とする。

#### ウ ゲームセンター等への立ち入らせ制限規定の緩和

ゲームセンター等への立ち入らせ制限規定を見直し、16歳未満の者も保護者同伴であれば、午後6時後から午後10時前までの間、客としての入場を可能とする。

#### エ 風俗環境保全協議会の設置

事業者、地域住民、警察署長等が構成員となり、深夜営業に伴う問題のうち、個々の事業者のみでは解決できないものについて、地域住民等の声を反映させながら、その防止と速やかな解決に向けた協議を行う風俗環境保全協議会を許容地域に設置することができる規定を設ける。

#### オ その他所要の規定の整備

### (2) 三重県警察関係手数料条例案

#### ア 特定遊興飲食店営業に係る許可申請手数料等の新設

特定遊興飲食店営業に係る許可申請手数料、許可証書換え手数料など17種類の手数料を新設する。（別添参照）

#### イ その他所要の規定の整備

## 3 今後の予定

平成28年3月23日 公布、一部施行（特定遊興飲食店営業の事前申請）

平成28年6月23日 全面施行

## 別添

## 特定遊興飲食店営業手数料一覧表

手 数 料 項 目		手 数 料
許可申請手数料	3月以内の営業	14,000円
	上記以外の営業	24,000円
	同時申請	2件目以降は許可申請手数料から 8,000円を減じた額
	滅失特例	許可申請手数料に 6,800円を加算した額
許可証再交付手数料		1,100円
相続承認申請手数料	同時申請なし	8,600円
	同時申請あり	2件目以降は相続承認申請手数料から 4,800円を減じた額
合併承認申請手数料	同時申請なし	11,000円
	同時申請あり	2件目以降は合併承認申請手数料から 7,700円を減じた額
分割承認申請手数料	同時申請なし	11,000円
	同時申請あり	2件目以降は分割承認申請手数料から 7,700円を減じた額
変更承認申請手数料		9,900円
許可証書換え手数料		1,400円
特例認定申請手数料	同時申請なし	13,000円
	同時申請あり	2件目以降は認定申請手数料から 3,000円を減じた額
特例認定証再交付手数料		1,100円
営業所管理者講習手数料		講習1時間につき650円

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行																								
(風俗営業の許可に係る営業制限地域)	(風俗営業の許可に係る営業制限地域)																								
第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。	第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。																								
一 (略)	一 (略)																								
二 前号に規定するもののほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院若しくは診療所（患者を入院させるための施設を有しないものを除く。）（第九条において「病院等」という。）、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する公園のうち都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二条第一項第一号に規定する都市公園であつて三重県公安委員会規則で定めるもの（第九条において「特定公園」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる営業ごとに、同表の下欄に掲げる距離以内の地域（別表第一に掲げる区域を除く。）	二 前号に規定するもののほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院若しくは診療所（患者を入院させるための施設を有しないものを除く。）（第九条において「病院等」という。）、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する公園のうち都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二条第一項第一号に規定する都市公園であつて三重県公安委員会規則で定めるもの（第九条において「特定公園」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる営業ごとに、同表の下欄に掲げる距離以内の地域（別表第一に掲げる区域を除く。）																								
<table border="1"> <tr> <td>都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所</td><td>法第二条第一項第一号から第四号までの営業</td><td>七十メートル</td></tr> <tr> <td></td><td>法第二条第一項第五号の営業</td><td>五十メートル</td></tr> <tr> <td>その他の地域に設ける営業所</td><td>法第二条第一項第一号から第四号までの営業</td><td>百メートル</td></tr> <tr> <td></td><td>法第二条第一項第五号の営業</td><td>七十メートル</td></tr> </table>	都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	七十メートル		法第二条第一項第五号の営業	五十メートル	その他の地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	百メートル		法第二条第一項第五号の営業	七十メートル	<table border="1"> <tr> <td>都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所</td><td>法第二条第一項第一号から第七号までの営業</td><td>七十メートル</td></tr> <tr> <td></td><td>法第二条第一項第八号の営業</td><td>五十メートル</td></tr> <tr> <td>その他の地域に設ける営業所</td><td>法第二条第一項第一号から第七号までの営業</td><td>百メートル</td></tr> <tr> <td></td><td>法第二条第一項第八号の営業</td><td>七十メートル</td></tr> </table>	都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第七号までの営業	七十メートル		法第二条第一項第八号の営業	五十メートル	その他の地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第七号までの営業	百メートル		法第二条第一項第八号の営業	七十メートル
都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	七十メートル																							
	法第二条第一項第五号の営業	五十メートル																							
その他の地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	百メートル																							
	法第二条第一項第五号の営業	七十メートル																							
都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第七号までの営業	七十メートル																							
	法第二条第一項第八号の営業	五十メートル																							
その他の地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第七号までの営業	百メートル																							
	法第二条第一項第八号の営業	七十メートル																							
2 祭礼、縁日その他臨時の催し等により三月以内の期間に限つて営む法第二条第一項第四号又は第五号の営業及び列車等により常態として移動する風俗営業については、前項の規定は適用しない。 (習俗的行事その他の特別な事情のある日時)	2 祭礼、縁日その他臨時の催し等により三月以内の期間に限つて営む法第二条第一項第七号又は第八号の営業及び列車等により常態として移動する風俗営業については、前項の規定は適用しない。 (習俗的行事その他の特別な事情のある日時)																								

第四条 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る法第十三条第一項第一号の条例で定める地域及び同項の条例で定める時はそれぞれ当該各号に定める地域及び時とする。

一 一月一日 県内全域において午前六時

二・三 (略)

(午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第四条の二 法第二条第四項の接待飲食等営業につき、法第十三条第一項第二号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日以外の日にあつては午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる区域とし、同項の条例で定める時は、午前一時とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第五条 法第二条第一項第四号の営業（まあじやん屋を除く。）は、県内全域において、午前六時後午前九時までの間、これを営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

2 法第二条第一項第四号及び第五号の営業は、第四条第三号の三重県公安委員会規則で定める日にあつては前条に掲げる地域（同規則で定める地域に該当する地域を除く。）において、午前零時から午前一時までの間、これを営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)

第六条 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル
第一種中高層住			

第四条 法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項の条例で定める地域及び時はそれぞれ当該各号に定める地域及び時とする。

一 一月一日 県内全域において日出時

二・三 (略)

(午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第四条の二 法第二条第四項の接待飲食等営業につき、法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる区域とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第五条 法第二条第一項第七号の営業（まあじやん屋を除く。）は、県内全域において、日出時から午前九時までの間、これを営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

2 法第二条第一項第七号及び第八号の営業は、第四条第三号の三重県公安委員会規則で定める日にあつては前条に掲げる地域（同規則で定める地域に該当する地域を除く。）において、午前零時から午前一時までの間、これを営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)

第六条 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル
第一種中高層住			

居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域			
準住居地域			
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル

#### 備考

- 一 (略)  
 二 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間を、「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時前の時間を、「深夜」とは、午前零時から午前六時までの時間をいう。

2 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

#### (風俗営業者の遵守事項)

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

#### 一～四 (略)

五 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者（以下この条において「第四号営業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業者は、営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

六 第四号営業者（まあじやん屋を除く。次号において同じ。）は、客に提供した賞品を買い取らせないこと。

七 第四号営業者は、営業所において客に飲酒をさせないこと。

#### (年少者の立入りの制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

#### (店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域			
準住居地域			
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル

#### 備考

- 一 (略)  
 二 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間を、「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間を「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう。

2 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

#### (風俗営業者の遵守事項)

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

#### 一～四 (略)

五 法第二条第一項第七号の営業を営む者（以下この条において「第七号営業者」という。）及び同項第八号の営業を営む者は、営業所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

六 七号営業者（まあじやん屋を除く。次号において同じ。）は、客に提供した賞品を買い取らせないこと。

七 七号営業者は、営業所において客に飲酒をさせないこと。

#### (ゲームセンター等の年少者の立入りの規制)

第八条 法第二十二条第五号の条例で定める年齢は十六歳とし、時は午後六時とする。

#### (店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第十一條 法第二条第六項第一号の営業又は同項第二号の営業は、県内全域において、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）これを営んではならない。

2 法第二条第六項第三号の営業又は同項第五号の営業は、別表第一に掲げる区域内においては午前一時から午前六時までの間、同表に掲げる区域以外の地域においては深夜、これを営んではならない。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）

第二十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 別表第二に掲げる区域

二 第九条に規定する病院等及び児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち深夜において児童を入所（入院を含む。）させるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる距離の範囲外にある地域

都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	七十メートル
その他の地域に設ける営業所	百メートル

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第二十四条 特定遊興飲食店営業は、県内全域において、午前五時から午前六時までの時間においてその営業を営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第二十五条 第七条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。この場合において、第七条第五号中「法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者（以下この条において「第四号営業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業者」とあるのは、「特定遊興飲食店営業者」と読み替えるものとする。

第十一條 法第二条第六項第一号の営業、同項第二号の営業又は同項第六号の営業は、県内全域において、深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）これを営んではならない。

2 法第二条第六項第三号の営業又は同項第五号の営業は、別表第一に掲げる区域内においては午前一時から日出時までの間、同表に掲げる区域以外の地域においては深夜、これを営んではならない。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)	(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)
<u>第二十六条</u> (略)	<u>第二十三条</u> (略)
<u>(風俗環境保全協議会を置く地域)</u>	
<u>第二十七条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第二に掲げる区域とする。</u>	
別表第二（第四条、第四条の二、第五条、 <u>第二十三</u> 別表第二（第四条、第四条の二、第五条関係） 条、第二十七条関係）	
一～四 (略)	一～四 (略)
備考 (略)	備考 (略)

○三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料)	(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料)
第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下この条及び別表第一において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。	第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下この条及び別表第一において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。
一 (略)	一 (略)
二 法第五条第四項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する許可証の再交付を受けようとする者 許可証再交付手数料	二 法第五条第四項に規定する風俗営業の許可証の再交付を受けようとする者 風俗営業許可証再交付手数料
三 法第七条第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する相続に係る承認を受けようとする者 相続承認申請手数料	三 法第七条第一項に規定する風俗営業の相続に係る承認を受けようとする者 風俗営業相続承認申請手数料
四 法第七条の二第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する法人の合併に係る承認を受けようとする者 合併承認申請手数料	四 法第七条の二第一項に規定する風俗営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者 風俗営業合併承認申請手数料
四の二 法第七条の三第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する法人の分割に係る承認を受けようとする者 分割承認申請手数料	四の二 法第七条の三第一項に規定する風俗営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者 風俗営業分割承認申請手数料
五 法第九条第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する構造又は設備の変更の承認を受けようとする者 変更承認申請手数料	五 法第九条第一項に規定する構造又は設備の変更の承認を受けようとする者 風俗営業変更承認申請手数料
六 法第九条第四項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する許可証の書換えを受けようとする者 許可証書換え手数料	六 法第九条第四項に規定する風俗営業の許可証の書換えを受けようとする者 風俗営業許可証書換え手数料
七 法第十条の二第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する特例の認定を受けようとする者 特例認定申請手数料	七 法第十条の二第一項に規定する特例風俗営業者の認定を受けようとする者 特例風俗営業者認定申請手数料
八 法第十条の二第五項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する特	八 法第十条の二第五項に規定する特例風俗営業者の認定証の再交付を受けようとする者 特例

例の認定証の再交付を受けようとする者 特例  
認定証再交付手数料

九～十三 (略)

十四 法第二十四条第六項(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)に規定する営業所の管理者に対する講習を受けようとする者 営業所管理者講習手数料

十五～十七 (略)

十八 法第三十一条の二十二に規定する特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者 特定遊興飲食店営業許可申請手数料

2 (略)

別表第一 (第二条関係)

手数料の種別	区分	手数料の額
一 風俗営業許可申請手数料	イ ぱちんこ屋 又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号。以下この表において「政令」という。)第八条に規定する営業について法第三条第一項の許可(以下この表において単に「許可」という。)を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定(以下この表において単に「認定」とい	a 三一万五千 月以内の期間を限って営む営業 b そ二万五千の他の営業

風俗営業者認定証再交付手数料

九～十三 (略)

十四 法第二十四条第六項に規定する営業所の管理者に対する講習を受けようとする者 営業所管理者講習手数料

十五～十七 (略)

2 (略)

別表第一 (第二条関係)

手数料の種別	区分	手数料の額
一 風俗営業許可申請手数料	イ ぱちんこ屋 又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号。以下この表において「政令」という。)第七条に規定する営業について法第三条第一項の許可(以下単に「許可」という。)を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定(以下単に「認定」という。)を受けた遊技機以外の	a 三一万五千 月以内の期間を限って営む営業 b そ二万五千の他の営業

	う。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。		遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がないとき。
ロ　ぱちんこ屋又は政令第八条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。	イのa又はbの下欄に定める額に、二千八百円(法第二十条第四項の検定(以下この表において単に「検定」という。)を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下この表において「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあっては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式	イのa又はbの下欄に定める額に、二千八百円(法第二十条第四項の検定(以下単に「検定」という。)を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあっては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算	

		の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機については、それぞれ九の項のハの下欄に定める額から八千円を減じた額)を加算した額		した額)を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機については、それぞれ九の項のハの下欄に定める額から八千円を減じた額)を加算した額
ハ ぱちんこ屋 及び政令第八条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合	a 三月以内の期間を限って営む営業	一万四千円	ハ ぱちんこ屋 及び政令第七条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合	a 三月以内の期間を限って営む営業
	b その他営業	二万四千円		b その他営業
二 許可証法第三十一条の二十三に 再交付手において準用する場合		千百円	二 風俗営業許可証 再交付手 数料	千二百円
数料 その他の場合		千二百円		

三	相続承認申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	八千六百円
		その他の場合	九千円
四	合併承認申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	一万千円
		その他の場合	一万二千円
四の二	分割承認申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	一万千円
		その他の場合	一万二千円
五	変更承認申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	九千九百円
		その他の場合	一万千円
六	許可証書換え手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	千四百円
		その他の場合	千五百円
七	特例認定申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	一万三千円
		その他の場合	一万五千円
八	特例認定証再交付手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	千百円
		その他の場合	千二百円
九	遊技機認定申請手数料	イ 指定試験機関（以下この表において単に「指定試験機関」という。）が行う認定に必要な試験（以下この表において「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	二千二百円
		ロ (略)	(略)
	ハ イ	1 パチンコ遊	

三	風俗営業相続承認申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	九千円
四	風俗営業合併承認申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	一万二千円
四の二	風俗営業分割承認申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	一万二千円
五	風俗営業変更承認申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	一万千円
六	風俗営業許可証書換え手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	千五百円
七	特例風俗営業認定申請手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	一万五千円
八	特例風俗営業認定証再交付手数料	法第三十一条の二十三において準用する場合	千二百円
九	遊技機認定申請手数料	イ 法第二十条第五項の規定による認定（以下単に「指定試験機関」という。）が行う認定に必要な試験（以下この表において「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	二千二百円
		ロ (略)	(略)
	ハ イ	1 パチンコ遊	

又は ロの 遊機以 外の遊 機につ いて認 定受け ようす る合	技機			三万五千 円			
	a	入	i				
	賞を 容易に するた めの装 置であ って国 家公安 委員会 規則で 定める (以下 この表 において 「特 定装 置」と いう。) が設 けられ ている もの(当 該特 定装 置を連 続して 動作さ せ)	マ イク ロブ ロセ ッサ 一(電 子計 算機 の中演 算処理 装置を成 構する積 回路をい う。以下 この表に おいて 同じ。)を 内蔵す るもの に掲 げるも の以外 のもの	三 万五 千 円				
	ii	i	ii	一万六千 三百円			

		るこ とが でき るも のに 限 る。)	
	b・C	(略)	(略)
	2~5	(略)	(略)
十 遊技機 検定申請 手数料	イ 指定試験機関が行う 検定に必要な試験（以 下この表において「型 式試験」という。）を 受けた型式について検 定を受けようとする場 合	三千九百 円	
	ロ・ハ	(略)	(略)
十一～十七 (略)		(略)	
十八 特定 遊興飲食 店営業許 可申請手 数料	イ 三月以内の期間を限 って営む営業 ロ その他の営業	一万四千 円 二万四千 円	
備考			
一 (略)			
二 法第四条第三項（法第三十一条の二十三 において準用する場合を含む。）の規定が 適用される営業所につき一の項又は十八 の項の許可を受けようとする場合における 手数料の額は、それぞれ同項下欄に定め る額に六千八百円を加算した額とする。			
三 三の項の承認を受けようとする者が本 県において同時に他の同項の承認を受け ようとする場合における当該他の同項の 承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下 欄に定める額から五千二百円（法第三十 一条の二十三において準用する場合は四千 八百円）を減じた額とする。			
四 四の項の承認を受けようとする者が本 県において同時に他の同項の承認を受け			

		るも のに 限 る。)	
	b・C	(略)	(略)
	2~5	(略)	(略)
十 遊技機 検定申請 手数料	イ 指定試験機関が行う 検定に必要な試験（以 下「型式試験」という。） を受けた型式について 検定を受けようとする 場合	三千九百 円	
	ロ・ハ	(略)	(略)
十一～十七 (略)		(略)	
備考			
一 (略)			
二 法第四条第三項の規定が適用される営業 所につき一の項の許可を受けようとする場 合における手数料の額は、それぞれ同項下 欄に定める額に六千八百円を加算した額と する。			
三 三の項の承認を受けようとする者が本県 において同時に他の同項の承認を受けよう とする場合における当該他の同項の承認に 係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定 める額から五千二百円を減じた額とする。			
四 四の項の承認を受けようとする者が本県 において同時に他の同項の承認を受けよう			

ようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千二百円（法第三十一条の二十三において準用する場合は七千七百円）を減じた額とする。

四の二 四の二の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千二百円（法第三十一条の二十三において準用する場合は七千七百円）を減じた額とする。

五 七の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から三千三百円（法第三十一条の二十三において準用する場合は三千円）を減じた額とする。

六・七 (略)

八 十八の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千円を減じた額とする。

とする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千二百円を減じた額とする。

四の二 四の二の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千二百円を減じた額とする。

五 七の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から三千三百円を減じた額とする。

六・七 (略)